

京都府営水道水質年報

(第44集)

平成28年度

京都府営水道事務所

目 次

【第1部】概 要

I	水質検査計画の概要	1
II	検査試料採取地点	3
III	浄水処理状況の概要	4
IV	水質検査結果の概要	6

【第2部】検査方法及び基準値等

I	水質基準項目	13
II	水質管理目標設定項目	14
III	農薬類（水質管理目標設定項目15）	15
IV	その他の項目	17
V	委託検査項目	17

【第3部】定期水質検査結果

<宇治浄水場>

I	毎日検査結果	18
II	基準項目検査結果	20
III	管理目標設定項目検査結果	26
IV	農薬類検査結果	30
V	生物検査結果	34

<木津浄水場>

I	毎日検査結果	35
II	基準項目検査結果	37
III	管理目標設定項目検査結果	43
IV	農薬類検査結果	48
V	生物検査結果	52

<乙訓浄水場>

I	毎日検査結果	54
II	基準項目検査結果	56
III	管理目標設定項目検査結果	61
IV	農薬類検査結果	65
V	生物検査結果	69

<久御山広域ポンプ場>

I	基準項目検査結果	70
II	管理目標設定項目検査結果	71

【第4部】水源調査結果

I	水源調査	72
II	水源調査結果の経年変化（年平均値）	76

【第5部】その他の検査結果

I	特殊項目検査結果	79
II	臭気の状況	81
III	浄水の放射性物質検査結果	83
IV	場外排水検査結果	84
V	水道用薬品の評価項目検査結果	85

第 1 部

【概 要】

I 水質検査計画の概要

II 検査試料採取地点

III 净水処理状況の概要

IV 水質検査結果の概要

I 水質検査計画の概要

(平成28年度)

検査分類	検査項目	頻度	対象	試料																																																																																																																																																																																																																																																												
毎日検査	①水温 ②濁度 ③色度 ④残留塩素(残塩) ⑤pH値 ⑥味 ⑦臭気 ※臭気については、毎日検査に追加して検査を実施(宇治、木津、乙訓浄水場、+3回/日)	1/日	宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>採水場所</th> <th colspan="7">項目</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑦</td> <td>3項目</td> </tr> <tr> <td>着水(薬注入後)</td> <td>①</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3項目</td> </tr> <tr> <td>沈殿水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4項目</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4項目</td> </tr> <tr> <td>浄水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>-</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>-</td> <td>6項目</td> </tr> <tr> <td>分水点水</td> <td>-</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3項目</td> </tr> </tbody> </table> 分水点水(3地点) : 久御山1、八幡2、大山崎1	採水場所	項目							計	備考	原水	①	②	-	-	-	-	-	⑦	3項目	着水(薬注入後)	①	-	-	④	⑤	-	-	-	3項目	沈殿水	①	②	③	④	-	-	-	-	4項目	ろ過水	①	②	③	④	-	-	-	-	4項目	浄水	①	②	③	④	-	⑥	⑦	-	6項目	分水点水	-	②	③	④	-	-	-	-	3項目																																																																																																																																																																																						
採水場所	項目							計	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
原水	①	②	-	-	-	-	-	⑦	3項目																																																																																																																																																																																																																																																							
着水(薬注入後)	①	-	-	④	⑤	-	-	-	3項目																																																																																																																																																																																																																																																							
沈殿水	①	②	③	④	-	-	-	-	4項目																																																																																																																																																																																																																																																							
ろ過水	①	②	③	④	-	-	-	-	4項目																																																																																																																																																																																																																																																							
浄水	①	②	③	④	-	⑥	⑦	-	6項目																																																																																																																																																																																																																																																							
分水点水	-	②	③	④	-	-	-	-	3項目																																																																																																																																																																																																																																																							
定期検査	○ 水質基準項目 <省令毎月> ①一般細菌、大腸菌 ②TOC(有機物)、pH、臭気、濁度、色度 ③かび臭(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)) ④味 ⑤塩化物イオン <トリハロメタン類> ⑥クロロホルム、ジブロモクロロメタン 総トリハロメタン ブロモジクロロメタン、ブロモホルム <アルミニウム及びその化合物> ⑦アルミニウム(Al) <マンガン及びその化合物>(宇治浄水場のみ) ⑧マンガン(Mn)	11項目 5項目 1項目 1項目 6項目 4項目	1/月 マンガツ 6~11月 かび臭 4~12月 農薬 4~8月	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8"><水質基準項目></th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>採水場所</th> <th colspan="7">基準</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>-</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>16項目</td> <td>宇治(17項目)</td> </tr> <tr> <td>沈殿水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7項目</td> <td>宇治(8項目)</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7項目</td> <td>宇治(8項目)</td> </tr> <tr> <td>オゾン水</td> <td>-</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5項目</td> <td>宇治(6項目)</td> </tr> <tr> <td>活性炭水</td> <td>-</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5項目</td> <td>宇治(6項目)</td> </tr> <tr> <td>浄水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>17項目</td> <td>宇治(18項目)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場送水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>-</td> <td>17項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表確認分水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>-</td> <td>17項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認分水</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>-</td> <td>④</td> <td>-</td> <td>⑥</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13項目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="12"><水質管理目標設定項目・その他項目></th> </tr> <tr> <th>採水場所</th> <th colspan="4">目標</th> <th colspan="4">その他</th> <th colspan="4">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水</td> <td>⑨</td> <td>-</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>沈殿水</td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>オゾン水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>活性炭水</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>⑯</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>浄水</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場送水</td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>代表確認分水</td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>確認分水</td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> </tr> </tbody> </table> 代表確認分水(3地点) : 久御山1、八幡2、大山崎1 確認分水(6地点) : 城陽1、京田辺1、精華2、木津川2、向日1、長岡京1	<水質基準項目>								計	備考	採水場所	基準							計	備考	原水	①	②	③	-	⑤	⑥	⑦	⑧	16項目	宇治(17項目)	沈殿水	①	②	-	-	-	-	-	-	7項目	宇治(8項目)	ろ過水	①	②	-	-	-	-	-	-	7項目	宇治(8項目)	オゾン水	-	②	-	-	-	-	-	-	5項目	宇治(6項目)	活性炭水	-	②	-	-	-	-	-	-	5項目	宇治(6項目)	浄水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	17項目	宇治(18項目)	ポンプ場送水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	-	17項目		代表確認分水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	-	17項目		確認分水	①	②	-	④	-	⑥	-	-	13項目		<水質管理目標設定項目・その他項目>												採水場所	目標				その他				計				原水	⑨	-	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	沈殿水	-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	⑮	-	⑰	⑱	⑲	ろ過水	-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲	オゾン水	-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲	活性炭水	-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	⑯	⑰	⑱	⑲	浄水	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	-	⑰	⑱	⑲	ポンプ場送水	-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲	代表確認分水	-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲	確認分水	-	⑩	⑪	-	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲
<水質基準項目>								計	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
採水場所	基準							計	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
原水	①	②	③	-	⑤	⑥	⑦	⑧	16項目	宇治(17項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
沈殿水	①	②	-	-	-	-	-	-	7項目	宇治(8項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
ろ過水	①	②	-	-	-	-	-	-	7項目	宇治(8項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
オゾン水	-	②	-	-	-	-	-	-	5項目	宇治(6項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
活性炭水	-	②	-	-	-	-	-	-	5項目	宇治(6項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
浄水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	17項目	宇治(18項目)																																																																																																																																																																																																																																																						
ポンプ場送水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	-	17項目																																																																																																																																																																																																																																																							
代表確認分水	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	-	17項目																																																																																																																																																																																																																																																							
確認分水	①	②	-	④	-	⑥	-	-	13項目																																																																																																																																																																																																																																																							
<水質管理目標設定項目・その他項目>																																																																																																																																																																																																																																																																
採水場所	目標				その他				計																																																																																																																																																																																																																																																							
原水	⑨	-	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
沈殿水	-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	⑮	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
ろ過水	-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
オゾン水	-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
活性炭水	-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	⑯	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
浄水	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
ポンプ場送水	-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
代表確認分水	-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
確認分水	-	⑩	⑪	-	-	⑭	-	-	⑰	⑱	⑲																																																																																																																																																																																																																																																					
四季検査	○ 水質基準項目 (毎月検査項目を含む) ○ 水質管理目標設定項目 (毎月検査項目を含む)	51項目 24項目	4/年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>採水場所</th> <th colspan="7">基準</th> <th colspan="4">目標</th> <th colspan="4">その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水</td> <td>34項目</td> <td colspan="7"></td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点</td> <td>1項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>ろ過水</td> <td>1項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>オゾン水</td> <td>1項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>活性炭水</td> <td>1項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>⑯</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>浄水</td> <td>34項目</td> <td colspan="7"></td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場送水</td> <td>34項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>代表確認分水</td> <td>19項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>確認分水</td> <td>5項目</td> <td colspan="7"></td> <td>-</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑭</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> </tbody> </table> ※毎月検査に加えて実施	採水場所	基準							目標				その他				計	原水	34項目								⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点	1項目								-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	⑮	-	⑰	ろ過水	1項目								-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	オゾン水	1項目								-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰	活性炭水	1項目								-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	⑯	⑰	浄水	34項目								⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	-	-	⑰	ポンプ場送水	34項目								-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	代表確認分水	19項目								-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰	確認分水	5項目								-	⑩	⑪	-	-	⑭	-	-	⑰																																																																									
採水場所	基準							目標				その他				計																																																																																																																																																																																																																																																
原水	34項目								⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点	1項目								-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	⑮	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
ろ過水	1項目								-	⑩	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
オゾン水	1項目								-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
活性炭水	1項目								-	-	⑪	-	⑬	⑭	-	⑯	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
浄水	34項目								⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
ポンプ場送水	34項目								-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
代表確認分水	19項目								-	⑩	⑪	⑫	-	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
確認分水	5項目								-	⑩	⑪	-	-	⑭	-	-	⑰																																																																																																																																																																																																																																															
生物検査	○ かび臭原因生物 アナバナ フォルミジウム オシラトリア ○ プランクトン、原虫の同定 (水道障害生物)	1/月	宇治 木津 乙訓 浄水場	原水、沈殿水、ろ過水、活性炭水、浄水 (1日1浄水場、1浄水場あたり1/月)																																																																																																																																																																																																																																																												
クリプト スピリチューム等 検査	①クリプトスピリチューム ②ジアルジア ③嫌気性芽胞菌	4/年	宇治 木津 乙訓 浄水場	原水及び浄水																																																																																																																																																																																																																																																												

(注)分水点名称の略記:

城陽市第1分水点(城陽1) 久御山町第1分水点(久御山1)
 精華町第2分水点(精華2) 木津川市第2分水点(木津川2)
 向日市第1分水点(向日1) 長岡京市第1分水点(長岡京1)
 久御山広域ポンプ場配水池(ポンプ場)

京田辺市第1分水点(京田辺1) 八幡市第2分水点(八幡2)
 大山崎町第1分水点(大山崎1)

(平成28年度)

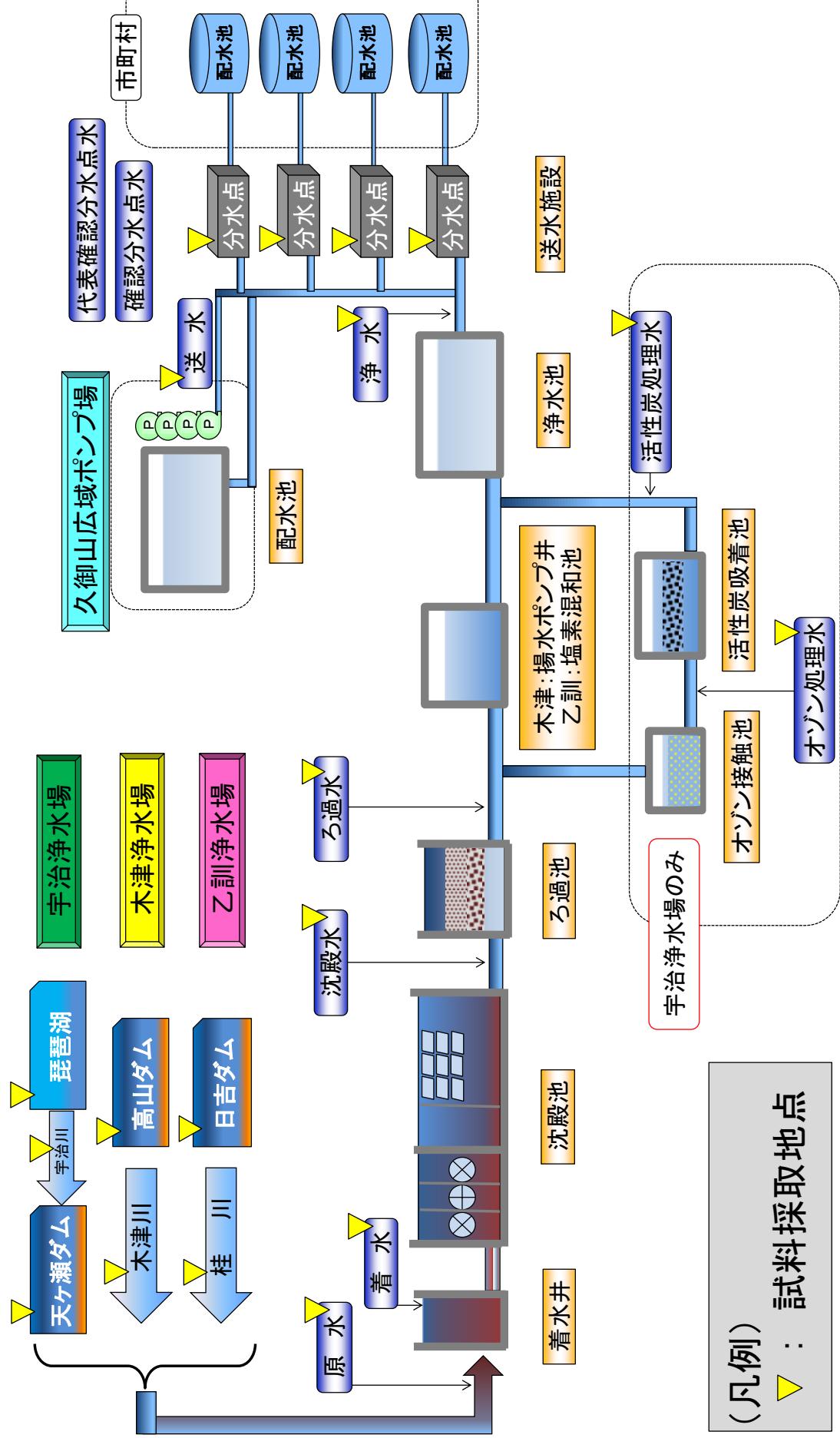
検査分類	検査項目	頻度	対象	試料																				
水源調査	<p>○ 基準項目 ①濁度 ②色度 ③pH値 ④T O C ⑤蒸発残留物 ⑥硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑦臭気 ⑧ジエオスミン ⑨2-メチルインボルネオール(2-MIB)</p> <p>○ 独自項目 ①電気伝導率 ②紫外線吸光度 ④アンモニア態窒素 ④総窒素(T-N) ⑤総りん(T-P)</p> <p>○ 生物 ①カビ臭原因生物(天ヶ瀬ダム、高山ダム、日吉ダム)</p>	9項目 5項目 1項目	4/年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>採水場所</th> <th>基準</th> <th>独自</th> <th>生物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川本川 (3箇所)</td> <td>洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム (取水口)</td> <td>9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 5項目 1項目</td> </tr> <tr> <td>木津川本川 (4箇所)</td> <td>笛瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口</td> <td>9項目 9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 5項目 -</td> </tr> <tr> <td>桂川本川 (2箇所)</td> <td>日吉ダム 大堰橋 水源ダム (1箇所)</td> <td>9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 -</td> </tr> <tr> <td></td> <td>渡月橋 (取水口下流)</td> <td>9項目</td> <td>5項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ジエオスミン、2-MIB及び生物は3回/年</p>	採水場所	基準	独自	生物	宇治川本川 (3箇所)	洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム (取水口)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 1項目	木津川本川 (4箇所)	笛瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 -	桂川本川 (2箇所)	日吉ダム 大堰橋 水源ダム (1箇所)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 -		渡月橋 (取水口下流)	9項目	5項目
採水場所	基準	独自	生物																					
宇治川本川 (3箇所)	洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム (取水口)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 1項目																					
木津川本川 (4箇所)	笛瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 -																					
桂川本川 (2箇所)	日吉ダム 大堰橋 水源ダム (1箇所)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 -																					
	渡月橋 (取水口下流)	9項目	5項目																					
特殊項目検査	ダイオキシン類検査	ダイオキシン類について実施	1/年	宇治 木津 乙訓 浄水場																				
	ミクロキスチン検査	アオコ毒素(ミクロキスチン)について実施	1/年	同上																				
	未規制化学物質検査	要検討項目の内、府内河川で過去検出頻度が高かった物質(アニリン及びニトロ三酢酸)について実施	1/年	同上																				
その他	放射性物質検査	平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波で起きた東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により、放射性物質の測定を実施。 ① 放射性セシウム134 ② 放射性セシウム137 ③ 放射性ヨウ素131	1/月	宇治 木津 乙訓 浄水場																				
				浄水 京都府保健環境研究所にゲルマニウム半導体検出器による検査依頼 ※ 平成25年7月以降、3ヶ月に1回測定(4回) ※ 平成25年1月以降、保健環境研究所の検査月を除きNaI(Tl)シンチレーターによるスクリーニング検査を水質管理センターで実施(8回)																				
の検査	場外排水検査	①大腸菌群数 ②pH値 ③BOD ④T-N ⑤T-P ⑥COD ⑦浮遊物質量 ⑧溶解性鉄 ⑨溶解性マンガン	2/年	宇治 木津 浄水場	宇治1検体(場外排水口)(委託) 宇治2検体(場外排水口、浄化槽)(委託) ※ 宇治の浄化槽排水及び乙訓の排水は、下水道排水のため、実施しない																			
	浄水薬品検査	○ 精密検査	37項目	1/年	薬品名: ①次亜塩素酸ナトリウム(木津) ②PAC(ポリ塩化アルミニウム)(木津) ③苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)(乙訓) ④粉末活性炭(木津) (3浄水場のうち1つを選択して実施) ※ アクリルアミド、二酸化塩素、亜塩素酸は使用実態がないため、検査しない																			

(注)分水点名称の略記:

城陽市第1分水点(城陽1) 久御山町第1分水点(久御山1)
 精華町第2分水点(精華2) 木津川市第2分水点(木津川2)
 向日市第1分水点(向日1) 長岡京市第1分水点(長岡京1)
 久御山広域ポンプ場配水池(ポンプ場)

京田辺市第1分水点(京田辺1) 八幡市第2分水点(八幡2)
 大山崎町第1分水点(大山崎1)

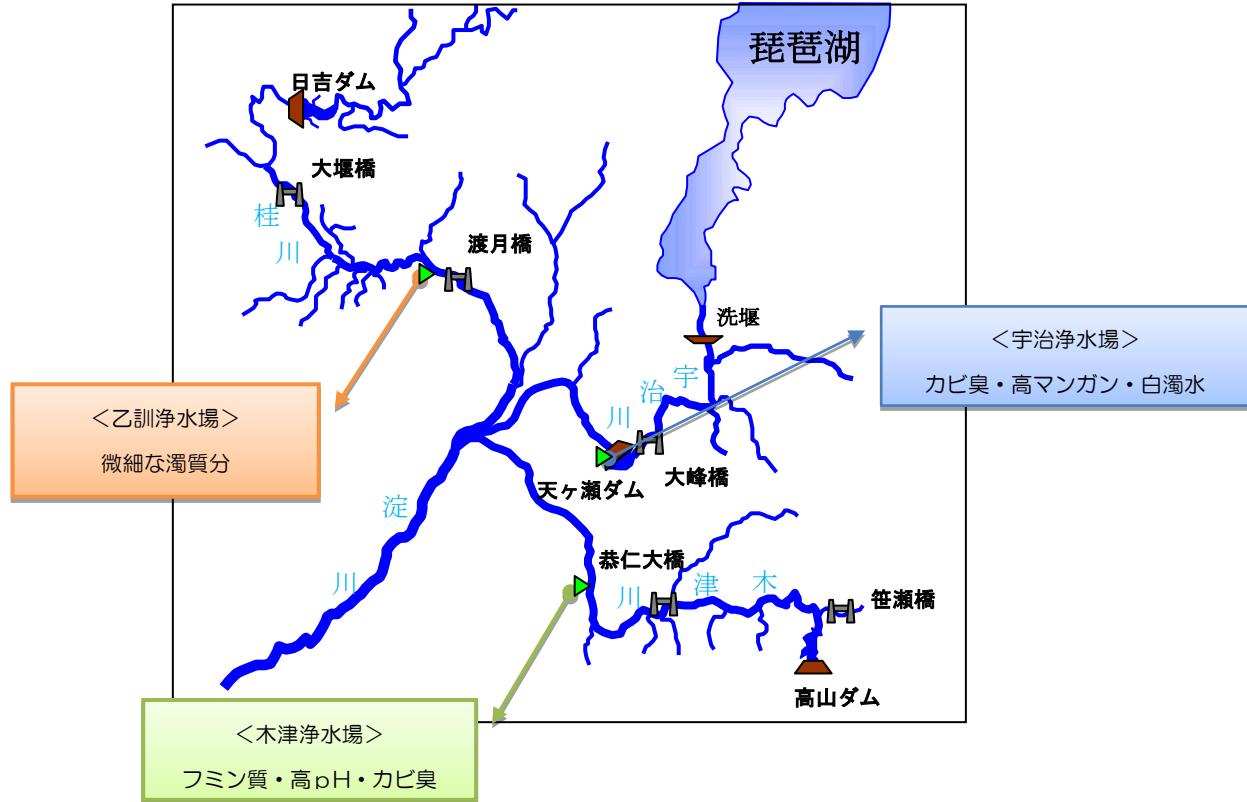
II 検査試料採取地点



III 净水処理状況の概要

1 原水水质について

府営水道の宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場は、異なる3河川から取水していることから、原水水质については、それぞれ特徴を有しています。

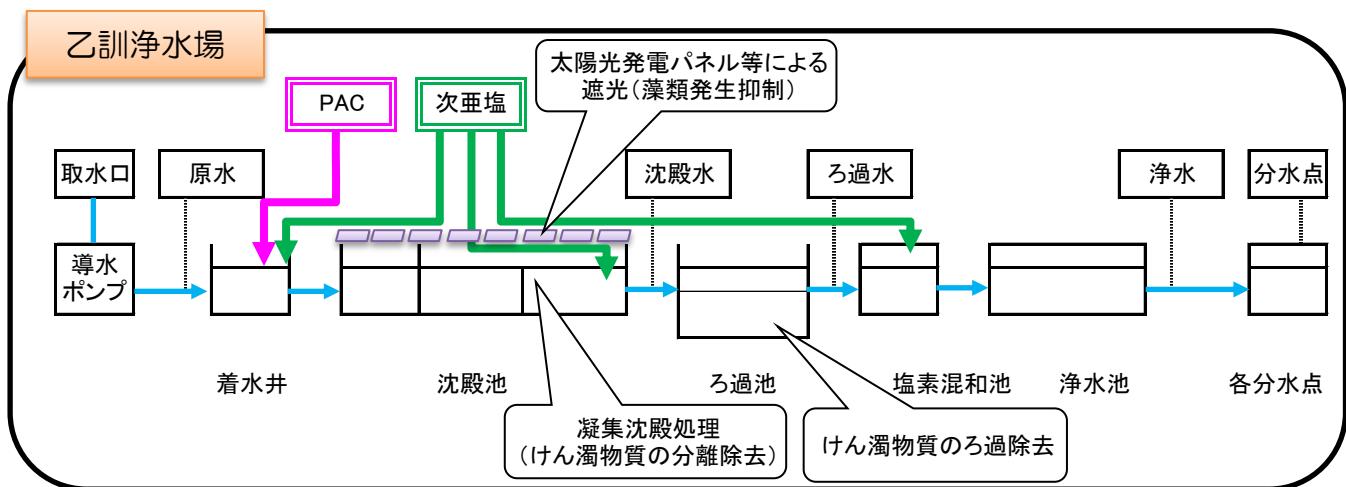
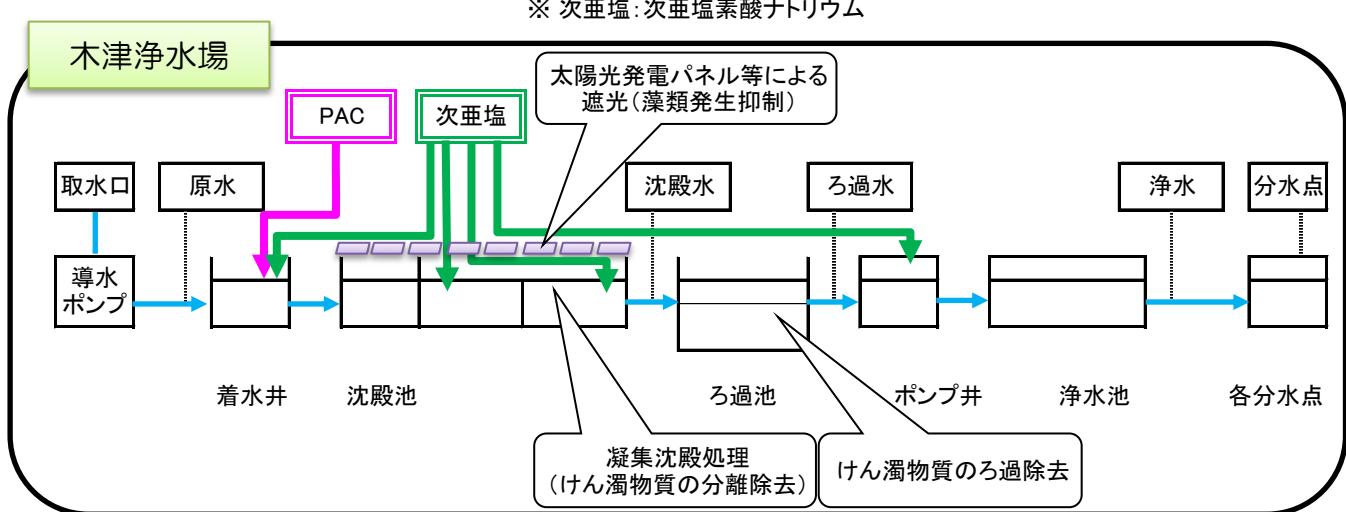
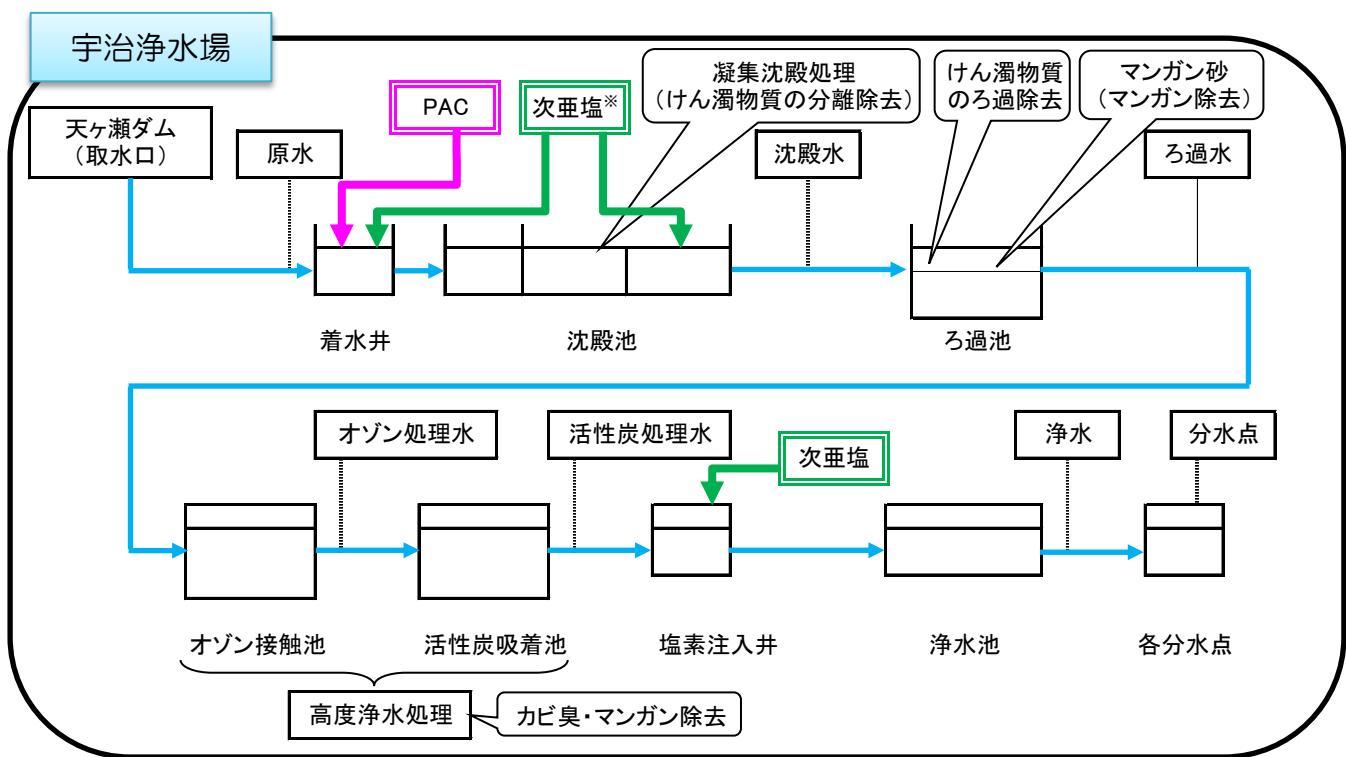


2 各浄水場の概要

淨水場の名称	宇治浄水場		木津浄水場	乙訓浄水場
淨水場の所在地	宇治市宇治下居		木津川市吐師医王寺	京都市西京区御陵大原
水 源 の 種 別	ダム湖水 (天ヶ瀬ダム) (宇治川)		表流水 (木津川)	表流水 (桂川)
一日最大給水量 【一日最大取水量】	72,000m ³ /日 【0.90m ³ /秒】		48,000m ³ /日 【0.60m ³ /秒】	46,000m ³ /日 【0.585m ³ /秒】
平成28年度 送水量実績	日最大	66,300m ³ /日	37,200m ³ /日	34,000m ³ /日
	日平均	54,700m ³ /日	30,500m ³ /日	24,300m ³ /日
給水対象団体	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市（旧木津町区域）、大山崎町、久御山町、精華町			

2 各浄水場の浄水処理の概要

浄水処理方法としては、各浄水場とも凝集沈殿と急速ろ過の組み合わせを基本としながら、それぞれの原水水質に応じた運転を行っています。



IV 水質検査結果の概要

1 定期水質検査結果

宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場とも、浄水(供給水)における水質基準項目の検査結果の最大値は全て水質基準値を満足し、安全な水を供給することができました。

主な水質基準項目についての年間平均値の変化は下表のとおりであり、原水中の濃度が比較的高い項目についても浄水処理によって低減され、各浄水場とも年間を通して安定した水質が維持できました。

表1-1、1-2及び1-3には、各浄水場浄水の年間平均値を水質基準値との比率で示しました。消毒副生成物に関しては、総トリハロメタンが3浄水場ともに基準値の約20%でした。また、ハロ酢酸類のうちジクロロ酢酸は木津浄水場で13%、乙訓浄水場で17%、トリクロロ酢酸については木津浄水場、乙訓浄水場ともに23%という結果でした。

なお、かび臭物質の処理については、宇治浄水場では高度処理により、また、木津浄水場及び乙訓浄水場においては必要に応じ活性炭吸着処理により処理を行っています。

表 主な水質基準項目の浄水処理による変化 (年間平均値)

	水質基準項目	水質基準値	単位	宇治浄水場		木津浄水場		乙訓浄水場	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
病原生物による汚染の指標	一般細菌	1ml 中 100 集落数以下	集落数 /mL	180	0	1,200	0	360	0
	大腸菌	検出され ないこと	MPN/ 100mL	7	検出されず	90	検出されず	42	検出されず
無機質金属類	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 以下	mg/L	0.3	0.3	0.8	0.8	0.6	0.7
	フッ素及び その化合物	0.8 以下	mg/L	0.10	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
	アルミニウム 及びその化合物	0.2 以下	mg/L	0.04	0.02	0.09	0.04	0.06	0.03
	鉄及び その化合物	0.3 以下	mg/L	0.14	0.03 未満	0.36	0.03 未満	0.23	0.03 未満
	マンガン 及びその化合物	0.05 以下	mg/L	0.034	0.005 未満	0.031	0.005 未満	0.017	0.005 未満
かび臭	ジエオスミン	0.00001 以下	mg/L	0.000004	0.000001 未満	0.000002	0.000001	0.000001 未満	0.000001 未満
	2-MIB	0.00001 以下	mg/L	0.000001	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満

表1-1 水道水の水質 (H28年度 宇治浄水場浄水の平均値)

番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満					
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.07	■				
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.009	■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満					
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003	■				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.019	■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満					
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	■				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	14	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	37	■				
40	蒸発残留物	500以下	76	■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満					
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	0.7	■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.14					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

水質基準値

表1-2 水道水の水質 (H28年度 木津浄水場浄水の平均値)

番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.8	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満					
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満					
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.013	■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004	■				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.002	■				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.022	■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.004	■				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04	■				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.7	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	13	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	36	■				
40	蒸発残留物	500以下	87	■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001	■				
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	1.1	■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.31					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

水質基準値

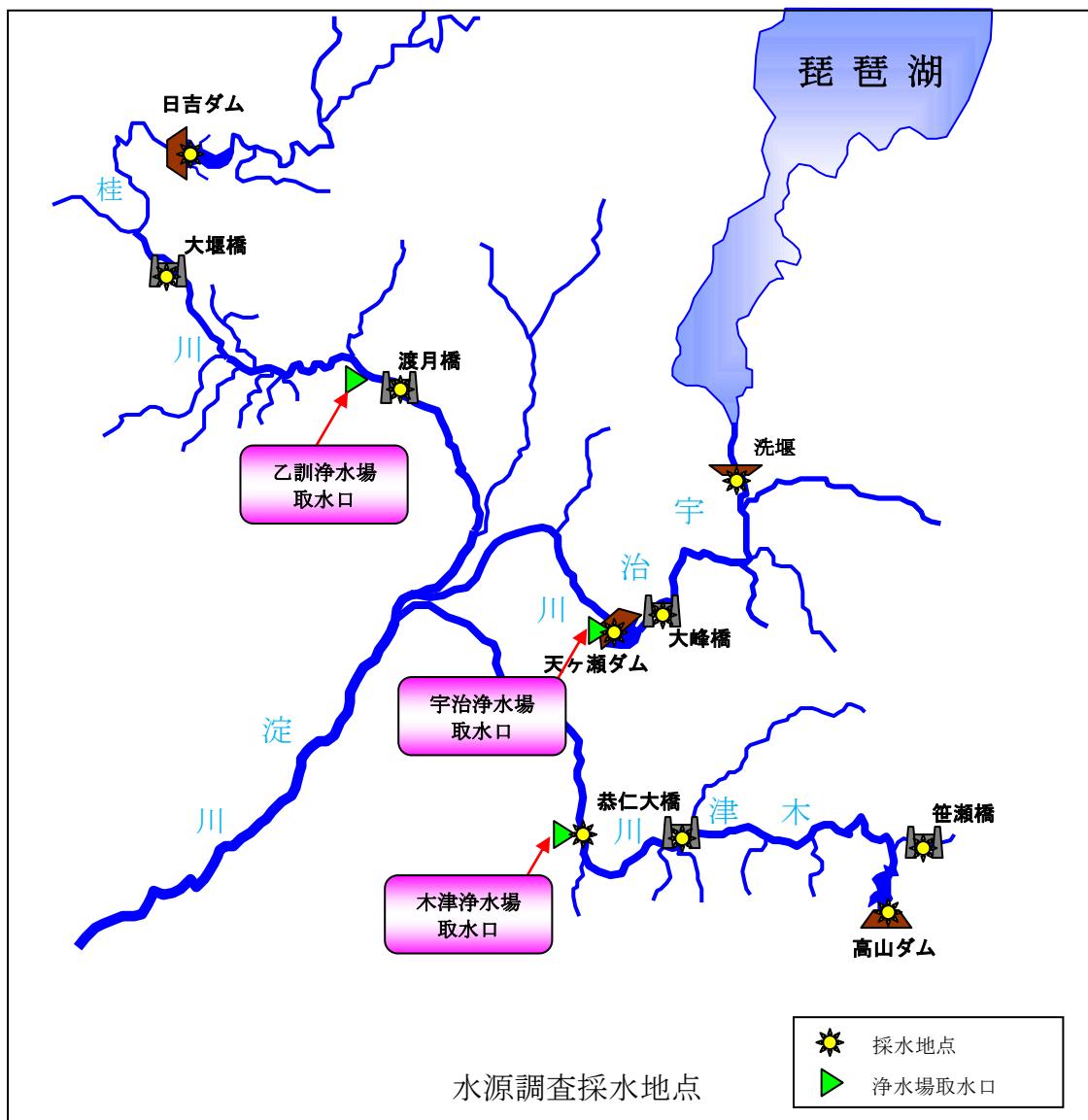
表1-3 水道水の水質 (H28年度 乙訓浄水場浄水の平均値)

番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満					
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.08	■				
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.011	■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	■				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満					
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.016	■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	■				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.004	■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	■				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.9	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	10	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	34	■				
40	蒸発残留物	500以下	71	■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満					
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	0.6	■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.27					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

2 水源調査結果

宇治、木津及び乙訓の各浄水場の水源の水質の概要を把握するために、下図に示した調査地点において基本的な水質基準項目（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物等）に加えて電気伝導率、紫外線吸光度の他に富栄養化の指標である総窒素、総りん等の検査を概ね3ヶ月に1回行いました。

その結果、各調査地点における総窒素、総りん等について、平成23年度から平成27年度の年平均値と比較して大きな変化はなく、各項目ともほぼ横ばいの状況で推移しています。



3 その他の検査結果

(1) 特殊項目検査結果

ア ダイオキシン類検査結果（ダイオキシン、ジベンゾフラン、コプラナPCB）

宇治・木津・乙訓の3浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行いました。

3浄水場の浄水は、水道水質管理上注意すべき項目である要検討項目の目標値（1 pg-TEQ/L）の1／100未満と十分に低く、問題はありませんでした。

3浄水場の原水についても例年と同程度の濃度であり、問題ありませんでした。

イ ミクロキスティン検査結果

宇治・木津・乙訓の3浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行ったところ、いずれも検出されず、問題はありませんでした。

ウ 未規制化学物質検査結果

平成24年3月に要検討項目に追加された項目のうち京都府内の河川において過去に検出されているアニリン及びニトリロ三酢酸について、平成27年度に引き続き、宇治・木津・乙訓の3浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行いました。結果については、いずれの物質も3浄水場の原水及び浄水で不検出でした。

エ クリプトスピリジウム及びジアルジア検査結果

宇治・木津・乙訓の3浄水場の原水及び浄水の検査を年4回（4月、7月、10月、1月）行ったところ、いずれも検出されず、問題はありませんでした。

(2) 浄水の放射性物質検査結果

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う放射性物質による水道水等の汚染が問題となり、本府においても各浄水場の浄水について、平成23年8月から放射性物質（放射性セシウム134、放射性セシウム137、放射性ヨウ素131）の検査を定期的に実施しています。

平成25年6月からは、3ヶ月に1回、ゲルマニウム半導体核種分析装置を用い京都府保健環境研究所において、年4回測定しました。（6、9、12、3月）

また、消費者庁からNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータの貸与を受けて、平成25年1月から、保健環境研究所の測定月以外の月には、スクリーニング検査を実施しています。

年12回の検査結果では、昨年度と同様に放射性セシウム134、放射性セシウム137及び放射性ヨウ素131のいずれも検出されませんでした。

(3) 場外排水検査結果

浄水場からの排水を公共用水域へ排出している宇治及び木津浄水場について、年2回場外排水の水質検査を行ったところ、水質汚濁防止法の排水基準を十分に満たしており、問題はありませんでした。

(4) 水道用薬品の評価項目検査結果

浄水処理で使用している次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム（PAC）、粉末活性炭と乙訓浄水場で使用している水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）について、過去の最大注入率において、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号）に定められた物質37項目について、年1回、検査を実施したところ、すべての項目において評価基準値未満であり、問題はありませんでした。

なお、使用実態のないアクリルアミドモノマー、二酸化塩素、亜塩素酸は検査項目から除いています。